【検認対象の組合員の皆様へ】　（別紙４）

１　被扶養者の認定要件

認定要件を、【被扶養者の認定要件確認フロー】（別紙５）で必ず確認してください。

被扶養者として認定できる場合は、次の（１）から（４）の書類を提出してください。

被扶養者として認定できない場合は、取り消しの手続きを行ってください。

なお、新型コロナウィルスの影響で、雇用条件は変わらず、時間外勤務等の増加により一時的に収入が超過した場合、勤め先等の証明があれば、年間の限度額を超えるまでは被扶養者として認定できます。

【検認の提出書類】　※ 該当者が複数の場合、別紙１～３はコピーして使用してください。

（１）特別認定の状況確認書（別紙１）
（２）扶養状況に関する申立書（別紙２）･･･ 押印欄があります。
（３）生計維持に関する申立書（別紙３）･･･ 押印欄があります。
（４）添付書類 ･･･（別紙１）の ①から③に記載の書類

２　被扶養者の「市区町村発行の課税（非課税）証明書」

令和２年９月以降に発行された原本が全員必要です。ただし、義務教育以下で無収入の場合は、提出不要です。海外在住で証明書がとれない場合は、除票された住民票、または、パスポート等で令和２年１月１日に日本にいなかったことがわかる書類が必要です。

３　配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者がいる場合

配偶者・子・父母・祖父母・兄弟姉妹・孫 以外の被扶養者は、同居が認定要件です。

令和２年９月以降に発行された「世帯全員の住民票または住民票記載事項証明書」の原本を提出してください。世帯全員の続柄が必要で、本籍、マイナンバーの記載は不要です。

４　被扶養者の収入（収入の書類は、被扶養者名、支払者名等がわかるものが必要です。）

過去１年、または過去１年以内の認定の場合認定日以降に、収入がある、またはあった場合、限度額以内でもその収入を確認する書類が必要です。

収入とは、給与（アルバイト、パート、日々雇用等）、雇用(失業)保険、年金（厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等）、年金生活者支援給付金、恩給、事業所得（事業、農業等）、不動産収入（土地、家屋、駐車場の賃貸等）、株等の配当、利子（預貯金、有価証券等）、奨励金、訓練手当、雑収入（原稿料、印税、講演料等）、傷病手当金等、恒常的な収入の総額（税控除される前の額）を指します。 税法上非課税となる、交通費、遺族年金、障害年金、雇用(失業)保険も収入に含みます。退職金、不動産売却、出産手当金等は一時金とみて収入に含みません。

５　別居している被扶養者がいる場合

組合員の送金で、生計維持関係を確認します。

送金額は、『被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者の送金額の合計』に占める組合員の送金額の割合が３分の１以上必要です。

６　組合員の他に扶養義務者がいる場合

扶養義務者について、【被扶養者の扶養義務者について】（別紙６）で必ず確認してください。原則、同居別居にかかわらず、収入が多い扶養義務者、送金額が多い扶養義務者が被扶養者を扶養します。

７　検認が完了しない場合、遡って認定を取り消した場合

書類が未提出等で検認が完了しない場合は、遡って認定を取り消します。

取り消した期間に医療機関等で被扶養者証を使用していた場合は、組合員に医療費を返還していただきます。